

## 静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、地域の実情に応じた介護サービス提供に係る体制の整備の促進を図るため、介護サービス提供体制整備促進事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）、静岡市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成18年静岡市条例第5号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「介護サービス提供体制整備促進事業」とは、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号。以下「県要綱」という。）別表1介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の項事業の内容の欄に掲げる事業をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県要綱別表1介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の項対象施設の欄に掲げる施設を有し、当該施設において介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人とする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する介護サービス提供体制整備促進事業で、市長が必要があると認めるものとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県要綱別表2の4介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（2）事業者に補助する市町に対して補助するものの表補助対象経費の欄に定める経費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と県要綱別表1に掲げる基準単価により算出された額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の範囲内において市長が定める額とする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、介護サービス提供体制整備促進事業費補助

金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請一覧表（様式第2号）
- (2) 申請額算出内訳表（様式第3号）
- (3) 事業計画書（様式第4号）
- (4) 収支予算書の抄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類  
（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（補助の対象の特例）

第9条 介護サービス提供体制整備促進事業であって、交付の決定の前に着手し、又は完了したのものについては、補助の対象とすべき特別な理由があると市長が認めた場合に限り、補助の対象とするものとする。この場合において、交付の決定の前に完了したものを補助の対象とするときは、第7条中「交付申請一覧表」とあるのは「精算額一覧表」と、「申請額算出内訳表」とあるのは「精算額内訳表」と、「事業計画書」とあるのは「事業実績書」と、「収支予算書」とあるのは「収支決算（見込）書」と、前条第1項中「決定し」とあるのは「決定し、及び確定し」と、「介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）」とあるのは「介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第6号）」と、第10条中「第8条第1項」とあるのは、「前条の規定により読み替えて適用する第8条第1項」と、「規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件」とあるのは「次に掲げる条件」と読み替えるものとし、第11条から第14条まで及び第16条の規定は適用しない。

（交付の条件）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により

取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。

(2) 市長の承認を受けて(1)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、第1号の規定の適用を受ける財産があるときは、当該財産に係る同号に規定する期間が経過する日までの間保管すること。

(5) この補助金に係る対象経費につき重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。

(6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、当該補助事業が完了するまでの間は寄附金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の提供を受けてはならないこと。

(7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(8) 補助対象者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ介護サービス提供体制整備促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更申請一覧表（様式第2号）

(2) 変更申請額算出内訳表（様式第3号）

- (3) 変更事業計画書（様式第4号）
- (4) 変更収支予算書の抄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類  
（変更、中止又は廃止の承認）

第12条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、介護サービス提供体制整備促進事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに介護サービス提供体制整備促進事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

- (1) 精算額一覧表（様式第2号）
- (2) 精算額内訳表（様式第3号）
- (3) 事業実績書（様式第4号）
- (4) 収支決算（見込）書の抄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類  
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた者又は第9条の規定により補助の対象とした事業について同条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第11号）を市長へ提出しなければならない。

（概算払）

第16条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 補助事業者が前項の規定により概算払を請求するときは、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金概算払請求書（様式第12号）及び資金状況調べ（様式第13号）を市長に提出するものとする。

3 概算払により交付した補助金の額と第14条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第17条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（1）補助金の交付を受けようとする者は、第7条（第9条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（2）補助事業者は、第13条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

（3）補助事業者は、第9条の規定により読み替えて適用する第7条第1項の規定による介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付申請書又は実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（4）市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。ただし、第4条に規定する事業のうち、県要綱別表1に規定する簡易陰圧装置の設置に係る事業及び換気設備の設置に係る事業については、令和2年4月30日以後に行われる事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者

Ⓜ

電話番号

補助金の交付を受けたいので、静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 交付申請一覧表（精算額一覧表）（様式第2号）
- (2) 申請額算出内訳表（精算額内訳表）（様式第3号）
- (3) 事業計画書（事業実績書）（様式第4号）
- (4) 収支予算書（収支決算（見込）書）の抄本

様式第2号（第7条、第11条、第13条関係）

交付申請一覧表（変更申請一覧表、精算額一覧表）

（単位：円）

事業の区分	施設、物件等の名称	補助申請額・概算払の承認申請額
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（消毒・洗浄、簡易陰圧装置設置、換気設備設置）		

（注）変更申請一覧表の場合は、変更前の事項を上段に括弧書きし、変更後の事項を下段に記載すること。



様式第3号（第7条、第11条、第13条関係）

申請額算出内訳表（変更申請額算出内訳表、精算額内訳表）

（単位：円）

事業の区分	対象経費の 実支出 (予定) 額 A	補助基準額					総事業費 G	寄附金 その他の 収入額 H	差引額 I=G-H	補助所要額 J
		基準単価 B	単位 C	基準額 D=B×C	加算額 E	加算後の 基準額 F=D+E				
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業										

（注）

- 1 変更申請額算出内訳表の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。
- 2 E欄には、県要綱別表3の加算額を記載すること。
- 3 J欄には、A欄、D欄（加算額がある場合はF欄）及びI欄を比較して、いずれか少ない額を区分ごとに記載すること。

様式第4号（第7条、第11条、第13条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

(1) 事業名（区分）及び市町計画名
(2) 事業内容等 ア 目的 イ 必要性 ウ 期待される効果 エ 内容
(3) 事業実施方法等 ア 実施体制 イ 実施期間 ウ 予算措置の状況

2 事業完了（予定）年月日                      年    月    日

3 その他

(注)

- 1 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）は、対象施設ごとに作成すること。
- 2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第5号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分すること

により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、(4)の規定の適用を受ける財産があるときは、当該財産に係る同号に規定する期間が経過する日までの間保管すること。
- (8) この補助金に係る対象経費につき重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、当該補助事業が完了するまでの間は寄附金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の提供を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (11) 補助対象者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (12) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
  - ア 要綱第13条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
  - イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入

控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(13) (1) から (12) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第6号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり決定し、及び確定したので、通知します。

1 交付決定（確定）額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、(1)の規定の適用を受ける財産があるときは、当該財産に係る同号に規定する期

間が経過する日までの間保管すること。

- (5) この補助金に係る対象経費につき重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、当該補助事業が完了するまでの間は寄附金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の提供を受けてはならないこと。
- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (8) 補助対象者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (9) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
  - ア 要綱第13条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
  - イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
    - (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
    - (イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (10) (1) から (9) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡

市規則第44号)、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。



様式第7号（第11条関係）

介護サービス提供体制整備促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類
  - (1) 変更申請一覧表（様式第2号）
  - (2) 変更申請額算出内訳表（様式第3号）
  - (3) 変更事業計画書（様式第4号）
  - (4) 変更収支予算書の抄本

様式第8号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

介護サービス提供体制整備促進事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第9号（第13条関係）

介護サービス提供体制整備促進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

報告者 名称

代表者

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 精算額一覧表（様式第2号）
- (2) 精算額内訳表（様式第3号）
- (3) 事業実績書（様式第4号）
- (4) 収支決算（見込）書の抄本

様式第10号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、  
静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとお  
り通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第11号（第15条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

請求者 名称

代表者

Ⓜ

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協  
支店・支所  
口座番号 普通・当座 No.  
口座名義

様式第12号（第16条関係）

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

請求者 名称

代表者

⑩

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払を受けたいので、静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 補助金の概算払を受けようとする理由

4 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協  
支店・支所  
口座番号 普通・当座 No..  
口座名義

様式第13号 (第16条関係)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第14号（第17条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地

報告者 名称

代表者

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次とおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円